

## 司法試験委員会会議（第64回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成22年3月29日（月）14：00～17：00

### 2 場所

法務省第一会議室

### 3 出席者

#### ○ 司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）奥田隆文、木村光江、酒井邦彦、土屋美明、羽間京子、松島 洋（敬称略）

#### ○ 予備試験サンプル問題検討メンバー（議題（1）のみ出席）

石浦章一、菅原克也、森田強司、山崎耕史、池田清治、金地香枝、萩本 修、長谷部由紀子、前田恵三、中川深雪、森田憲右（敬称略）

#### ○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

林 真琴人事課長、宮崎香織人事課付、遠藤洋一試験管理官

### 4 議題

- (1) 司法試験予備試験について（協議）
- (2) 司法試験受験特別措置検討会委員の委嘱について（協議）
- (3) 平成22年新司法試験における受験特別措置について（協議）
- (4) 平成23年新司法試験の実施について（協議）
- (5) その他報告案件
- (6) 次回開催日程等について（説明）

### 5 配布資料

資料1 予備試験の実施方針について（平成21年11月11日）

資料2 司法試験予備試験サンプル問題（一般教養科目）

資料3 司法試験予備試験サンプル問題（法律実務基礎科目（民事））

資料4 司法試験予備試験サンプル問題（法律実務基礎科目（刑事））

資料5 短答式試験（一般教養科目）答案用紙（案）

資料6 論文式試験答案用紙（案）

資料7 司法試験予備試験における出題範囲及び問題数等について

資料8 司法試験予備試験の試験時間について

資料9 法曹養成制度改革に関する提言

資料10 平成22年3月24日付け兵庫県弁護士会名の「適正な法曹人口に関する決議」

### 6 議事等

- (1) 司法試験予備試験について（協議）

○ 委員長から、司法試験予備試験における一般教養科目につき、サンプル問題の検討

等を依頼する有識者に別紙記載の者を追加することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成22年2月16日付けで委員会の議決としたことが報告された。

- 司法試験予備試験の一般教養科目、法律実務基礎科目（民事）及び法律実務基礎科目（刑事）のサンプル問題等に関し、有識者に対するヒアリングを実施した。
- 司法試験予備試験のサンプル問題として資料2から資料4までを法務省ホームページに掲載して公表することとされた。また、司法試験予備試験における出題範囲及び問題数等については、資料7のとおり決定され、試験時間については、資料8に記載のとおり決定された。
- 以下の協議の結果、新司法試験と司法試験予備試験について、考査委員を併任すること及び法律基本科目的短答式試験問題を一部共通化することが決定された。  
(◎委員長、○委員、△事務局)
- 司法試験予備試験のサンプル問題等について、受験者から誤解を招かないように念を押しておきたいと思う。

まず、短答式試験における一般教養科目の出題数の内訳については、先ほどのヒアリングでも言及があったように、人文科学・社会科学で20題、自然科学で12題、英語で8題というのは、必ずしも固定的なものではない。また、出題数自体も、「40題程度」としているのは、必ずしも40題ちょうどとは限らず、40題より少ない年もあるかもしれないし、あるいは、40題より多い年もあるかもしれないということである。

また、法律実務基礎科目的サンプル問題には、サンプルとして示すという趣旨から、民事・刑事のいずれにも法曹倫理の問題が含まれている。サンプル問題には法曹倫理も入れておくとしても、実際の試験では、年によって法曹倫理が出題されないこともあるということで構わないと考えている。

司法試験予備試験に関する事務局からの何かあるか。

- △ 新司法試験と予備試験について、考査委員を併任すること、また、法律基本科目の短答式試験問題を一部共通化することについて、お諮りする。これらについては、資料1の予備試験の実施方針において、「予備試験が、新司法試験を受験する資格を与える試験であることから、新司法試験との関係にも留意して実施する必要があ」り、その「配慮を試験の実施に反映させるため」、「一部委員について新司法試験考査委員と併任する」、「短答式試験問題の一部共通化を行う」など、適正な実施のための具体的方策についての検討をさらに行うとされていた。一部共通化については、以前に実施方針の案について御議論いただいた際、「ある程度参考になると思われるが、半分ぐらいは共通化してはどうか。」「半分以上であってもよいのではないか。…ただ、そのままでは予備試験では使えない問題もあるが、使える問題もあるだろうし、使えないものも形を変えれば使えることもあり得る。断定的なことはいえないが、予備試験の出題中、7～8割が共通であってもよいのではないか。」などと、種々の御意見があったところである。御協議をお願いしたい。

- これらの点については、以前から議論しているところだが、いかがか。
- いろいろな御意見があるかもしれないけれども、予備試験の受験者にどの程度の水準の層がいるのかといったことを測るために、やはり新司法試験との短答式試験問題の一部共通化をしておかないと、法科大学院を修了した者と比べようがないのでは

ないか。私は、一部共通化は必要だと思う。

- ◎ 考査委員の併任については、考査委員には負担かもしれないが、良いことだと思う。短答式試験問題の一部共通化は、当委員会でもかなり議論をしてきたところである。もう一度、前提を確認しておくが、短答式試験の問題数は、予備試験の方が新司法試験より全体の数が少ない。そうすると、一部共通化をした場合、新司法試験の側から見ると、出題する問題のうちどの程度が予備試験と共通だということになるのか。
- △ 例えば、公法系科目を例にとると、新司法試験の問題数は、40問程度であり、憲法と行政法とを区分して考えると、それぞれおおむね20問程度ずつとなっている。他方で、予備試験については、各科目いずれも10問ないし15問程度とされている。この予備試験の問題のうち、例えば、8割程度を共通化するとした場合、共通となる部分は、8問から12問程度となる。この場合、新司法試験の側から見れば、20問程度のうち半分前後が予備試験と共通の問題で、残りの半分前後が新司法試験の独自の問題ということになる。
- ◎ 共通化する問題の割合まで当委員会で決めるわけではないが、イメージとしては、大体そのような感じだろうということである。将来的にいつまで共通化を続けるかはともかくとして、当面は、短答式試験問題の一部共通化をしてみてはどうかと思うが、いかがか。
- 方向性としては良いと思う。
- 私も賛成だが、共通化した場合、当然、新司法試験と予備試験のそれぞれの短答式試験を同じ日に実施することになる。問題が漏えいしないように開始時間を調整することは、可能なのか。
- △ 同じ日に新司法試験と予備試験の短答式試験を実施する場合の時間の調整については、現在検討しているが、一方の受験者から他方の受験者に問題が漏れない形で時間割を組むことは、技術的には可能である。
- ◎ それでは、ほかに御意見もないで、新司法試験と予備試験について、考査委員を併任すること及び法律基本科目的短答式試験問題を一部共通化するということによろしいか。

(一同了承)

- ◎ では、そのように決定する。事務局からは、ほかに何かあるか。
- △ ただ今御決定いただいた短答式試験の一部共通化に関連して、平成23年の新司法試験の実施日程をどうするかについて次回お諮りしたいと考えているが、もしよろしければ、現時点での御意見をうかがいたい。予備試験を受験する層として社会人が想定されていることからすると、予備試験の短答式試験は、日曜日に実施するのが最も望ましいであろうと思われる。他方で、新司法試験は、従来は、水曜日、木曜日、中日を1日置いて、土曜日、日曜日という日程で組んでおり、水曜日に短答式試験、木曜日、土曜日、日曜日に論文式試験を実施している。新司法試験について従来の日程のまま、日曜日に短答式試験を実施するとすれば、新司法試験の受験者は、水曜日、木曜日、土曜日と論文式試験を受験して、最後に短答式試験を受験するという案が考えられる。そうではなく、新司法試験の短答式試験を論文式試験よりも前に実施するとなれば、まず、日曜日に短答式試験を実施して、その後4日間の間を置いて、次の金曜日、土曜日、日曜日に新司法試験の論文を実施するという案が考えられる。この場合には、新司法試験の日程は、従来とは異なることになる。

- 短答式試験で一定の成績に至らなかった受験者については、論文式試験の成績は見ないことになる。短答式試験が後になるというのは、感覚的にちょっと何か変な感じがする。
- 私が所属している法科大学院の修了者を見ていると、短答式試験で出来が悪いといって悲観してしまう者がいる。教員としては、それでも頑張って論文式試験まで受験するようにと言っているが、短答式試験と論文式試験との間に1週間空いてしまうと、正解は何だといった流言飛語がなおさら飛び交って、ますますそのように悲観する者が増えるのだろう。短答式試験が後になることは、理屈としてはおかしくないが、ちょっと変かなという気はする。
- 短答式試験と論文式試験の日程を分けることについては、遠隔地からの受験者のことが気になる。受験地との間を二往復させることになるのではないか。そのような受験者は相当数いると思う。いったん帰らずに受験地で宿泊を続けるとなると、それはそれで結構大変な負担になるのではないか。
- 新司法試験では、沖縄や四国など、地元で受けられない受験者が一定数出ている。アウェイで受験しなければならない受験者の負担は、考える必要があるだろう。
- 新司法試験では、短答式試験で不合格となるはずの者でも、論文式試験を受験している。短答式試験が後になっても、論理的な問題はないと思う。短答式試験が後になることの感覚的な違和感よりは、受験者の便宜や実施上の便宜を考えた方がよいのではないか。
- 予備試験の日程は、その受験者がどのような人々かということにも関わってくるだろう。例えば、家庭の主婦であれば、日曜日よりも、むしろ、子供が学校に行っている平日の方が良いという見方もあるかもしれない。もちろん、会社員の方もいるわけで、会社員は、確かに、休暇を取得しなくて済むので、土日の方が良いだろう。
- 社会人となった新司法試験受験者にとっては、短答式試験と論文式試験との間に間隔が空くというのは、大変なのではないか。日曜日にいったん短答式試験を受験して、次の週末に論文式試験を受験しなければならないとすると、その間にいろいろな業務の予定が入ってくる可能性もある。そういうことを考えると、新司法試験の日程は、できるだけ詰まっていた方が助かるということもあるのではないか。
- それでは、平成23年の新司法試験の日程の件は、次回、改めて協議することしたい。

(2) 司法試験受験特別措置検討会委員について（協議）

- 平成22年3月31日限りで任期満了の司法試験受験特別措置検討会委員4名全員について、平成22年4月1日以降も引き続き委嘱することが決定された。

(3) 平成22年新司法試験における受験特別措置について（協議）

- 事務局から、肢体障害のある受験者から、パソコンの使用、試験時間の延長等について特別措置の申出があったことにつき説明があり、協議の結果、一定の条件の下にこれを措置すること及び法務省大臣官房人事課長において実施概要を定めることが決定された。

(4) 平成23年新司法試験の実施について（協議）

(◎委員長、○委員、△事務局)

- ◎ 平成23年新司法試験の実施について、事務局に説明をお願いする。
- △ 事務局において、各科目の考查委員の御意見を伺い、また、実施事務上の問題についても検討して、論文式試験の民事系科目における大大問の見直し、論文式試験の必須科目における試験時間の分割、国際関係法（公法系）の科目の範囲の3点につき、見直しについてお諮りすることとした。順に御説明申し上げる。

まず、1点目は、論文式試験の民事系科目における大大問の見直しについてである。

新司法試験における問題数については、平成17年11月8日司法試験委員会決定「新司法試験における問題数及び点数等について」で定められており、「第2 論文式試験」の「1 問題数」において、「各科目いずれも問題数を2問とする。」とした上、「2 問題別配点等」において、「民事系科目については、200点配点の問題1問と、100点配点の問題1問の計300点満点とする。」とされている。これによって、民事系科目においては、200点配点の問題1問、いわゆる大大問と、100点配点の問題1問、いわゆる大問とを出題することとされている。見直しとして考えられるのは、大大問による出題を取りやめ、大問のみによる出題とするというもので、具体的には、民事系科目の問題数を3問とし、問題1問につき100点の配点とするという形で、司法試験委員会決定を改正するものである。御審議に当たっての御参考のため、民事系科目において大大問が導入された経緯と今般見直しをお諮りする理由について、御説明申し上げる。

新司法試験は、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書の提言を受け、平成14年秋の法改正によって、その実施が決まった。当時の司法試験管理委員会は、試験の具体的実施内容に関する事項を検討するため、平成15年2月、考查委員等から成る「新司法試験実施に係る研究調査会」を設置した。この研究調査会は、中間報告、意見募集等を経て、平成15年12月、「新司法試験実施に係る研究調査会報告書」を取りまとめた。この報告書において、論文式試験の問題数が各科目2問とされた上、「民事系科目においては、例えば、うち1問は、実体法・手続法間又は民法・商法間にまたがる問題とし、他の1問は、実体法又は手続法の問題とする。2つの法律分野にまたがる大きな問題については、配点比率を他の問題の2倍とする。」とされており、大大問による出題が想定されている。その後、平成16年4月、司法試験委員会委員と研究者・実務家から成る新司法試験問題検討会が設置され、この報告書を尊重しつつ、前期検討事項として具体的な出題のイメージと出題の範囲について検討することとされた。この検討結果は、平成16年11月、「前期検討事項の検討結果について（報告）」として取りまとめられ、この中で、各科目の問題数を2問とした上で、民事系科目において大大問1問と大問1問による出題を行うこととしている。これを基にプレテストが実施され、最終的に、平成17年11月、問題数等に関する司法試験委員会決定がなされた。

そもそも、新司法試験については、法科大学院において、個々の基本的な法律科目を融合させて公法系・民事系・刑事系の各科目へと発展させて教育するものであることを踏まえ、「公法系科目」「民事系科目」「刑事系科目」とし、例えば、実体法と訴訟法の融合的な出題を可能とするように、試験科目が設定された。民事系における大大問の出題は、このような理念を踏まえて導入されたものである。そして、これまで4回の試験において、民事系科目において大大問を出題しており、受験者の理論

的かつ実践的な能力を判定するという観点からは、一定の成果があったと考えられる。もっとも、実際の出題を4回にわたり重ねたことで、大大問という出題形式による制約や問題点も浮かび上がってきた。考查委員のヒアリング等でも度々言及があったが、その主な点としては、出題内容が限定されることが挙げられる。大大問として問うことができる事項には限りがあり、出題のバリエーションがおのずから限定されるため、幅広い事項を問うことができない上、出題傾向が探られやすくなり、大大問として出題されにくい事項の習得がおろそかになるという問題がある。本来、複数の法律分野にまたがる融合的な出題は、民事系科目だけで求められるものではなく、公法系科目・刑事系科目においても同様である。新司法試験実施に係る研究調査会報告書では、「同一科目内の複数の法分野にまたがる問題については、（略）論文式試験の出題に適した出題形式の一つであると考えられる」として、融合問題の意義を認めた上で、「公法系科目においては、うち1問は、主として憲法分野のテーマから出題し、可能であれば、関連する行政法分野の論点についても問うものとし、他の1問は、主として行政法分野のテーマから出題し、可能であれば、関連する憲法分野の論点についても問うものとする。」「刑事系科目においては、うち1問は、主として刑法に関する分野のテーマから出題し、他の1問は、主として刑事訴訟法に関する分野のテーマから出題する。」として、各科目の各問において融合問題を出題する余地を与えているが、他方で、「出題に適した範囲が限られることなどから、必ず出題することはしないものの、それぞれの科目の特性に応じて、適切な問題を考案するよう努めるものとする。」として、融合問題の出題を必須とはしていない。このことから考えると、民事系科目において、大大問を取りやめ、大問のみの出題としたとしても、公法系科目や刑事系科目と同様に、例えば、主として民法分野のテーマから出題する問題において、民事訴訟法の論点を問うなど、大問を融合問題として出題することは可能である。試験実施の実績を重ねた現在では、新司法試験の理念を踏まえた出題や評価の方法が定着しつつあり、大問形式によてもこれを実現することは可能であると考えられる。むしろ、大問形式のみによる方が、出題のバリエーションが増え、幅広い観点から受験者の能力を判定することが可能となるとも考えられる。

御審議の参考とするため、次回の委員会で、民事系科目の考查委員のヒアリングを実施し、意見を聴取してはいかがかと考えている。

2点目は、論文式試験の必須科目における試験時間の分割についてである。

論文式試験の試験時間については、新司法試験問題検討会による「前期検討事項の検討結果について（報告）」において、「公法系科目及び刑事系科目については4時間、民事系科目については6時間とする。」とされているが、一般的な司法試験委員会決定はなされていない。実際には、民事系科目については、大問につき2時間、大大問につき4時間として、区分して実施しているが、これについては、毎年の試験時間割の決定において決めていることとなる。今般、事務局からは、必須科目の試験時間を、1問につき2時間ごとに区分して実施するという案をお示ししたいと考えている。例えば、公法系科目・刑事系科目は、4時間の一括した試験時間で2問を解答させているが、これを、第1問につき2時間、第2問につき2時間として、分けて実施することである。

この点については、必須科目の考查委員から、時折要望が寄せられていたところであり、今般、改めて公法系科目・刑事系科目の考查委員の御意見を伺ったところ、お

おむね好意的な御意見であり、積極的に希望するという御意見もあった。試験時間分割する利点としては、第1問・第2問とで答案の取り違えがなくなること、一方の問題に時間を費やして、他方の問題が時間切れになるということがなくなり、各法律分野における評価をより適切に行うことができること、途中で休憩が入るため、受験者の負担が軽減され、特に、特別措置によって時間延長をする場合に過度な負担を与えることなどが挙げられる。他方で、このように試験時間を区分することとした場合、例えば、刑事系科目において、一つの共通した事例を出題し、それを基に第1問と第2問にそれぞれ解答させるという出題形式を取ることができないこととなる。しかしながら、これまで4回の試験において、公法系科目及び刑事系科目において、そのような出題はなされていない。大問においても、融合問題を出題することが可能であり、また、新司法試験の理念に沿った出題等が可能であることを考えると、一括した時間で実施することにこだわる必要はないとも考えられる。

この点について、次回の司法試験委員会で、必須科目的考査委員のヒアリングを実施し、意見を聴取してはいかがかと考えている。

3点目は、国際関係法（公法系）の科目的範囲についてである。

国際関係法（公法系）の科目的範囲については、選択科目の見直しに関する御協議の際に、別途見直しをすることとされた。国際関係法（公法系）の範囲については、選択科目の選定に関する平成16年の司法試験委員会の答申において、「なお、ここでいう国際関係法（公法系）は、国際法（国際公法）、国際人権法及び国際経済法を（略）対象とするものである。」とされている。しかしながら、新司法試験問題検討会の検討結果として公表されたサンプル問題においては、「その出題は、国際法を中心とし、国際法の体系に含まれる範囲で国際人権法及び国際経済法を対象とする。」とされ、さらに、平成17年11月には、考査委員の要請により、「本試験の出題に当たっては…国際法を中心とし、国際人権法及び国際経済法について問う場合にも国際法の理解を問う問題に限ることとする。」との広報がなされている。ここからも分かるように、現状においても、事実上、国際関係法（公法系）の出題範囲は、国際法（国際公法）に限定されている。

この点については、次々以降の司法試験委員会において、国際関係法（公法系）の考査委員のヒアリングを実施してはいかがかと考えている。

以上のとおり、事務局からは、平成23年からの新司法試験の実施に関し、論文式試験の民事系科目における大大問の見直し、論文式試験の必須科目における試験時間の分割、国際関係法（公法系）の科目的範囲の見直しの3点について御協議いただきたいと考えており、これに際して、次回以降、必須科目の考査委員と国際関係法（公法系）の考査委員のヒアリングを実施することについて御了承を頂きたく、お諮りする。

- ◎ ヒアリングを実施して協議することにつき、御意見はあるか。
- 試験時間を分割する場合、民事系科目的試験時間は、三つに分かれることになるのか。
- ◎ 大大問による出題を取りやめた上で、試験時間を分割すれば、三つに分かれることになる。
- その点も含めて検討するという理解で良いか。
- ◎ そういうことになる。ほかに御意見もないようなので、事務局から提案のあった3

点について見直しを検討することとし、考查委員のヒアリングを実施するということでおろしいか。

(一同了承)

◎ では、平成23年からの新司法試験の実施に関し、論文式試験の民事系科目における大大問の見直し、論文式試験の必須科目における試験時間の分割及び国際関係法(公法系)の科目の範囲について検討することとし、必須科目及び国際関係法(公法系)の考查委員のヒアリングを実施することとする。

(5) その他報告案件

- 高木剛前連合会長ほか4名から、法務大臣あてに、「法曹養成制度改革に関する提言」が提出されたことについて、資料9に基づき事務局から報告がなされた。
- 兵庫県弁護士会から、司法試験委員会あてに、「適正な法曹人口に関する決議」が送付されたことについて、資料10に基づき事務局から報告がなされた。
- 事務局から、法科大学院協会による「法科大学院の成績と新司法試験の成績との関連性に関する調査(2009年)報告書」(平成22年3月)について、報告がなされた。
- 事務局から、司法試験法施行規則等の一部を改正する省令が本年3月19日に制定されたことが報告された。

(6) 次回開催日程等について(説明)

- 次回の司法試験委員会は、平成22年4月28日(水)に開催することが確認された。

(以上)

予備試験サンプル問題検討メンバー

○ 一般教養科目

鈴木毅彦 首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授

(敬称略)